

- ISOM2017 に対応する日本独自の規定 (JSOM) の制定は行わない。2017 年 8 月 1 日以降、ISOM2017 を「日本オリエンテーリング地図図式」として使用する。ISOM2017 の日本語版を公開するが、英語版が正であり、訳に疑義がある場合は英語版が優先する。
- 今後日本国内で新規に制作する O-MAP は ISOM2017 に準拠して制作することを推奨する。
- 地図資産の有効活用のため、当面の間は公認大会を含め、JSOM2007 準拠の地図の使用を認める。要項に準拠する規定を明記すること
- JSOM2007 および JSSOM2007 では耕作地、果汁園、ぶどう畑 (以下「耕作地等」) は原則立ち入り禁止であるが、これは JSOM 独自の規定であり、ISOM2017 では立ち入り禁止ではない。JSOM と ISOM の併存による混乱・トラブルを避けるため、今後の大会では **JSOM、JSSOM 準拠の地図であっても、耕作地等には立入禁止の紫ハッチを重ねて表記する。**
- テレイン内に **立ち入り可能な耕作地等が存在する場合** でも、耕作地等の記号を単体では使用せず、**開けた土地、荒地などの記号を用いて表記する。**
- 今後地図委員会で ISOM2017 を日本国内で使用する際のガイドラインを作成する。

耕作地の表記例：

